

中国進出企業のためのPL(製造物責任)グローバル戦略

by 特定非営利活動法人 セフティマネジメント協会

専務理事 出崎 克



早急に求められる中国進出日系企業のPL対策

日中米間における産業構造の激変

2004年度のわが国財務省の貿易統計によれば、中国との貿易額は輸出入合計で22兆2000億円(含む香港)であり、20兆4800億円の米国を抜いて最大の貿易相手国となりました。これにはいくつかの要因が考えられますが、大きなポイントとして、日本・米国・中国の3国における産業構造上の役割分担の急速な変化があり、今後更にモノ造りの拠点としての中国の重要性が増して行くと予想されます。日本企業が生産拠点を中国に移転したことにより、中国への輸出の急増と、その反面中国からの輸入も急増していると推測されます。(図1)

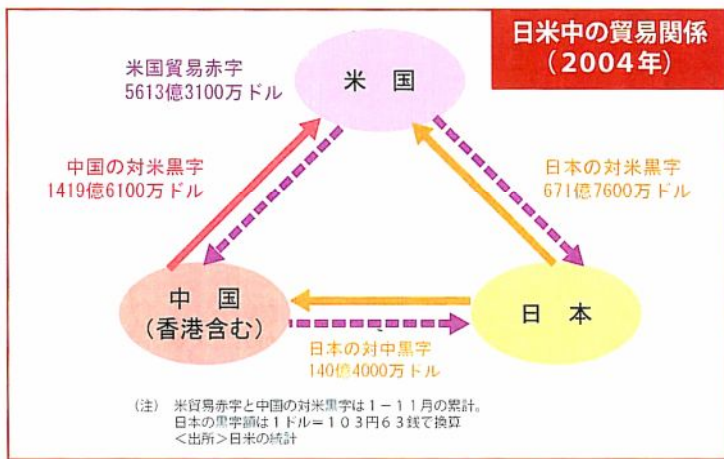
中国に進出した日系企業向けに高付加価値の部品、素材などが輸出されるとともに、工作機械や半導体製造装置などの生産設備の輸出の増加により、繊維製品、加工食品、雑貨などの比率が下がり、事務用機器、音響製造機器などの完成品の輸入が4割を占めるまでになっています。日本でハイテク、高付加

価値の部品・原材料をつくり、中国でそれを使って製造やアッセンブリーを行う日中間の国際分業の新しい産業分担が出来上がってきていると考えられます。

中国国内・輸出製品に対するPL対策の重要性

最近、特に注目すべき点は、中国で製造した部品や製品が中国国内で販売、消費されるケースが増え、それに伴うPLクレームが増加傾向にあることです。また、完成品として北米を中心として世界各国への輸出も急増しています。中国で製造したものが米国でPLクレームを提起された場合、その責任はどこにあるのか、どう対応すればいいのか、法律や生活習慣の違いなどを考えれば、日本国内でのPLクレーム以上に難しい対応となります。更に注意を要することは、中国の保険会社は北米向けPL保険を引受けてくれず困っているという企業が多く見受けられることです。

中国進出企業のPLご担当者は日本本社との関係を密に取り、グローバルな視点での、特にPL保険やリコール対応を含めたPL対策を早急に確立すべきです。



中国国内PLクレームの傾向と事例

一口にPLクレームと言っても様々な原因で問題は発生しています。

- ① 食品、医薬品などでの異物や不純物の混入、あるいは発ガン性物質の含有

- ② オートバイ、自動車や家電製品による製造上の欠陥や製品の取扱説明書の誤訳ミス
- ③ ノートパソコン、携帯電話など消費者対応法令順守やサービスの不十分から起きるクレーム
- ④ 様々な模造品による言われ無きPLクレーム

前号でご説明いたしました、中国において消費者(ユーザー)を守るということに関して様々な法律が施行されており、日本以上にきめ細かく整備されているといえます。

多くの日系企業でPL対策が後手に回っている感があります。それは、「まだまだ中国の消費者問題は日本の20~30年前の状況だ」という錯覚です。日本の1970年代高度成長期に森永ヒ素ミルク、田辺製薬のスモン訴訟といったPL訴訟が噴出してきたころと同じで、当社は一切関係無しという無関心な企業が多いことは大変憂慮されます。これは大変危険な感覚であり、たとえ素材や部品メーカーであっても、どのような形で組み込まれ、誰が使用するのか十分な分析が必要であり、一歩間違えば会社の存亡にもかかわります。

中国の経済発展は日本に比べてアンバランスな状況といえます。しかし、今

や中国は北京や上海に代表されるように、その規模も質もあらゆる面で世界最先端の技術や製品を取り込んでダイナミックな成長を遂げています。

日本の製品は品質や性能面で優れていますので需要があります。しかし、約13億人の中国の国民が日本人と同様の感覚でそれらの製品を使用するのはありません。仮に1割の人が日本と同様の経済力を持つていたら、日本の人口と同じですが、中国で製品を販売するとならば、全ての人が対象となつてきます。

中国では3月15日は「消費者保護の日」とされています。全国一斉にクレームを受け付けるキャンペーンが展開されます。ここでは時としてマスコミが日系企業を標的にした国民感情を煽る報道を行うこともあり得ます。

また、一番厄介なものは、目に見えない敵とも言える模造品対策です。言われ無き言いがかりにどう対応するか、日本の国内以上に、あるいは米国以上に困難な問題です。具体的対策の第一歩として、先ずPL保険に加入しておくことです。様々な体制作りが必要ですが、PL保険加入で迅速な対応と資金手当てが可能となります。しかしあくまでも信頼できる保険代理店、保険ブローカーを経由し、特に中国国内PL保険に関しては中国系の保険会社を選定することが前提です。合わせて常に的確なPL情報の収集も重要です。

以下、中国におけるPL判例(事例1「カセットコンロ爆発事件」、事例2「携帯電話発火事件」)をご紹介します。

「第12回日本興亜損保PLセミナー」中国のPL事情〜実務の見地から〜
使用資料弁護士法人キャスト系賀・代表弁護士・曾我貴志氏作成資料より引用

**カセットコンロ爆発事件
(北京市海淀区人民法院)**

(1) 事件の概要

料理店において、カセット式コンロが爆発し、負傷を負ったという事件(1995年3月)において、原告はカセット式コンロ生産者、カセット式ガスボンベ生産者、料理店を原告として精神的損害65万円を含む約166万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

国家技術監督局による鑑定の結果、主たる原因は、ガスボンベにあり、またガスコンロの接続部分についてもガス漏れの可能性があるものと判断された。

ボンベの表面には、ガスボンベの使用上の注意の英語表記「使用後再充填絶対不可」と中国語表記「本ボンベは、使用後も損壊なく、再使用可」とが表示されていた。

(2) 判決(2000年11月)

①ボンベの耐圧力能力に基づいた成分 割合でガスを充填しておらず、ガスボンベの使用上の注意の英語表記(使用後再充填絶対不可)と中国語表記(本ボンベは、使用後も損壊なく、再使用可)の齟齬が基本的原因であり、製品の欠陥である↓ガスボンベ生産者は70%の損害を賠償する責任を負う。

②接続部位の不具合も事故に寄与↓ガスコンロ生産者は30%の損害を賠償する責任を負う。

③料理店については、サービスと事故の間因果関係が認められず、責任を負わない。

④原告の請求額に対し約27万円の損害賠償を認める。精神的損害については10万円を採用。

(3) コメント

使用不当による危険の告知を誤った典型的な指示上の欠陥の事例。

表示については中国語で行なう必要がある、一翻訳にも細心の注意が必要。

割合的認定をしている点が目玉である。

**携帯電話発火事件
(宝安区人民法院)**

(1) 事件の概要(2005年)

ある女性が百貨店の販売台を借りている個人経営者から携帯を購入したところ、充電をしたら電池が変形したために一度交換をしてもらったが、その翌日に寝室内で充電していたら、突然発火し、火災を引き起こしたため、百貨店及び個人経営者に対して火災による損害賠償及び精神的損害の賠償を請求したという事例。

(2) 判決

販売者は、「法により製品合格証明書その他の標識を審査しなければならず、販売者の販売する製品の標識は、

「法」に適合しなければならぬという義務を負っている。

↓これらの製品品質保証義務に違反して、不合格の製品を販売する場合には、相応する法律責任を負うべきとして、約3万円の損害賠償責任を認める。

(3) コメント

販売者の表示確認義務違反から、販売者の損害賠償責任を認定。

↓販売者が、販売する商品に「法」製品標識表示規定の不遵守が存在しさえすれば、製品の欠陥を認定せずとも容易に損害賠償責任を認められてしまう傾向。

リスク対策は万全ですか？

株式会社キャプテン

代表者：出崎 克
所在地：〒104-0033
東京都中央区新川1-3-2
ギンザヤビル3階
TEL 03-3206-1431
FAX 03-3206-1433

設立：1986(昭和61)年4月17日

<http://www.captain-inc.com/>

個人向けも含め保険の
総合コンシェルジュサービスを
ご提供しています。